

おらほの自治会 寺坂自治会（花輪）



寺坂自治会は県道十二所花輪大湯線沿道の高台にある、樹園地に囲まれた自治会です。

自治会の活動は、全戸総出でのクリーンアップや婦人会による地域内の花壇整備などです。また、子どもたちを地域で見守り育てることを大切にしており、毎年春に子どもたちの健康・交通安全を祈念する祈願祭を実施しているほか、夏休みには老人クラブの会員が小・中学生の子どもたちと一緒に



寺坂自治会 会長
兎澤 忠則さん
Tadanori Tozawa

寺坂自治会
73 世帯 235 人

●市役所

生活環境課
コミュニティ推進班
☎ 30-0202

子どもたちを見守り育てる自治会

稲荷神社の清掃活動を行っており、その作業の傍ら、地域の歴史や文化について教えています。

当自治会の老人クラブの方々は大変元気があり、自治会館で健康体操講習会を開いて健康づくりに励んでいるほか、さまざまな自治会事業に参加して、豊富な経験をもとに率先して動き、皆に手本を示してくれる大変心強い存在です。

近年、地域内の人口減少が進んでおり、自治会活動への参加者も年々減少してきています。今後の自治会活動を円滑に進めるためには、若い人たちの参加が不可欠であり、若い人たちが自治会活動に興味や関心を持ってもらえるように、誰もが参加しやすい事業を計画・実施して絆を深めていきたいと思います。

産業活力課 観光交流班 ☎ 30-0248、大湯ストーンサークル館 ☎ 37-3822



鉾子発電所の目の前にある「鉾子の滝」は、水量によって滝の姿が変わります。さらに上流に行くと「湯の又の滝」があります。玉すだれがかかっているかのように輝き流れ落ちるこの滝は、彩り鮮やかな紅葉に溶け込み、日の光を受けて反射するとまるで宝石のようです。

色とりどりの紅葉や、土や落ち葉の匂い、途切れることなく流れる滝、擦れ合う木の葉の音などが訪れた方々の五感を刺激します。今年の秋は、五感で自然を楽しんでみてください。

鹿角を知る・伝える 市民全員ガイド化計画 中滝を歩く

市民全員がガイドとして、鹿角の魅力を再発見し、市内内外に発信するきっかけとなるよう、市内観光名所や歴史・文化、産業遺産などをシリーズで紹介していきます。

大湯温泉から国道103号沿いに十和田湖方面へ進むと、旧中滝小学校の木造校舎を利用した交流体験施設「中滝ふるさと学舎」があります。溪流を眺めながら鹿角の地元食材を使った料理を堪能できる森のcafe「こもれび」や、ウッドデッキと薪ストーブでゆったりした時間を過ごすことができます。「森の暖話室」、日帰り・宿泊どちらでも利用できるバルコニー付きのケビン棟などがあり、鹿角の自然を心ゆくまで満喫できる施設です。ガイド付きの滝めぐりやバーベキューなど、屋外での体験メニューも用意されています。（新型コロナウイルス感染症対策で開催していない場合があります）

また、さまざまな角度から自然の魅力を余すことなく体感できる中滝ふるさと学舎の周りには、15以上の滝が点在しています。

紅葉がもうすぐ見ごろを迎えますが、中滝の豪快で華麗な滝と、色鮮やかな紅葉は、この場所では味わえない趣



◇所在地 花輪字八正寺1-2 タカヤ旭町オフィス2階
◇設立 昭和8年創業
◇代表者 代表取締役社長 高谷 秀和
◇連絡先 ☎30-0123
◇ホームページ <https://takaya-group.com/>

ウチの会社のここがスゴイ!

相馬 和美さん（左）

若いうちから幅広い業種の経験を積み、スキルを高められる環境があります。



会社概要

わが社は昭和8年に時計店として創業しました。現在は「眼鏡関連事業」「モバイル関連事業」「食品物販事業」「飲食事業」の4つの事業を柱に東北全域の主要都市で事業を展開しています。

また、地元に貢献したいという方を後押しするため、幅広い職種を生かし、個人のライフスタイルに合わせた職場を提供しています。鹿角から東北・全国に羽ばたく企業を目指して「前へ未来へ」進んでいます。

代表から

代表取締役社長 高谷 秀和さん

「そこに住み暮らす人々の幸福感ある暮らしの実現に寄与する」がタカヤの経営理念です。これには、タカヤが事業をする地域の従業員・お客さま・取引先など、関わる全ての方々が、タカヤと関わり「満足感ではなく幸福感を感じて欲しい」という思いが込められています。この思いに共感してくれる社員がタカヤにはたくさんいます。一緒に幸福感ある未来へ進みませんか。

魅力あふれる地元企業を紹介
鹿角の企業 いいね!
株式会社タカヤ



代表取締役社長
高谷 秀和さん

法テラス鹿角法律事務所 ☎ 050-3383-1416



伊東 憲二 弁護士
Kenji Ito

コロナ版ローン減免制度

新型コロナウイルスの影響による失業や収入・売上の減少などによって、債務の返済が困難になった個人や個人事業主の方は債務の減免が受けられる場合があります。

コロナ版ローン減免制度の正式名称は、「『自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン』を新型コロナウイルス感染症に適用する場合の特則」で、この制度を利用すると、次のメリットを受けながら、対象債務の減免が受けられます。

まず、特別定額給付金などの差押禁止財産に加え、財産の一部を手元に残せます。また、信用情報登録機関に登録されないの、その後の借入の可能性を残せます。さらに、弁護士や不動産鑑定士など専門家の支援が無償で受けられます。

コロナ版ローン減免制度は簡易

裁判所の特定調停手続きを利用して行われます。この手続きを進めるために、弁護士などの登録支援専門家が、必要となる書類の作成や債権者との協議などの手続きを無償で支援します。

対象となる債権は、原則として、銀行などの金融機関や貸金業者、クレジット会社、リース会社、債権回収会社などのローンです。令和2年10月30日までに新型コロナウイルス感染症の影響で借りた債務が減免の対象になります。

個人再生手続きの住宅ローン特則のように、住宅ローンについては従来どおり支払いを継続し、そのほかのローンだけ減免を受ける手続きもあります。

このように、コロナ版ローン減免制度には、従来の債務整理手続きとは異なるメリットがあります。詳しくはお問い合わせください。

法テラス鹿角法律事務所

所在地
花輪字下花輪 50 番地
福祉保健センター内（2F）
相談受付時間
9 時～17 時 30 分
※要予約